

盛岡市歴史的風致維持向上計画（案）について

平成 30 年 6 月 19 日

環境部
工商視光部
建設部
都市整備部
教育委員会

1 計画の目的

この計画は、平成 20 年に制定された「地域における歴史的風致の維持向上に関する法律」（平成 20 年法律第 40 号。以下「歴史まちづくり法」という。）に基づき、盛岡市固有の歴史的風致を守り育て、次世代へ継承していくために必要な事項を定め、市民の関心と機運を高めながら、盛岡市の持つ美しいまちなみや文化、人材などの地域資源を活用しながら、まちの魅力と活力を維持・向上させ、盛岡市らしいまちづくりを推進するために策定するものである。

【歴史的風致とは】

「歴史まちづくり法」において、「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われている歴史的価値の高い建造物及びその周辺の地域が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

2 計画期間

平成 30 年度（2018）～39 年度（2027） 10 年間

3 計画の構成

はじめに（計画策定の背景、計画期間、策定体制、策定経過）

第 1 章 盛岡の歴史的風致の背景（自然・社会的環境、盛岡の歴史、盛岡の歴史・文化に関する代表的な人物、歴史的資産の概要、盛岡の特産品）

第 2 章 盛岡市の維持向上すべき歴史的風致

①盛岡さんさ踊りにみる歴史的風致、②盛岡八幡宮とその周辺の祭礼にみる歴史的風致、③水と関わる暮らしにみる歴史的風致、④盛岡の伝統産業にみる歴史的風致

第 3 章 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針（課題、上位・関連計画、歴史的風致の維持及び向上に関する方針、計画の推進体制）

第 4 章 重点区域の位置及び区域（区域設定の考え方、設定根拠、効果、景観施策との連携）

第 5 章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項（基本方針）

第 6 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項（施設の整備又は管理に対する考え方、整備又は管理のための事業）

第 7 章 歴史的風致形成建造物の指定方針（指定方針、指定候補）

※国の支援制度を活用するため、指定を行うもの。

第 8 章 歴史的風致形成建造物の管理指針

4 盛岡市における歴史的風致

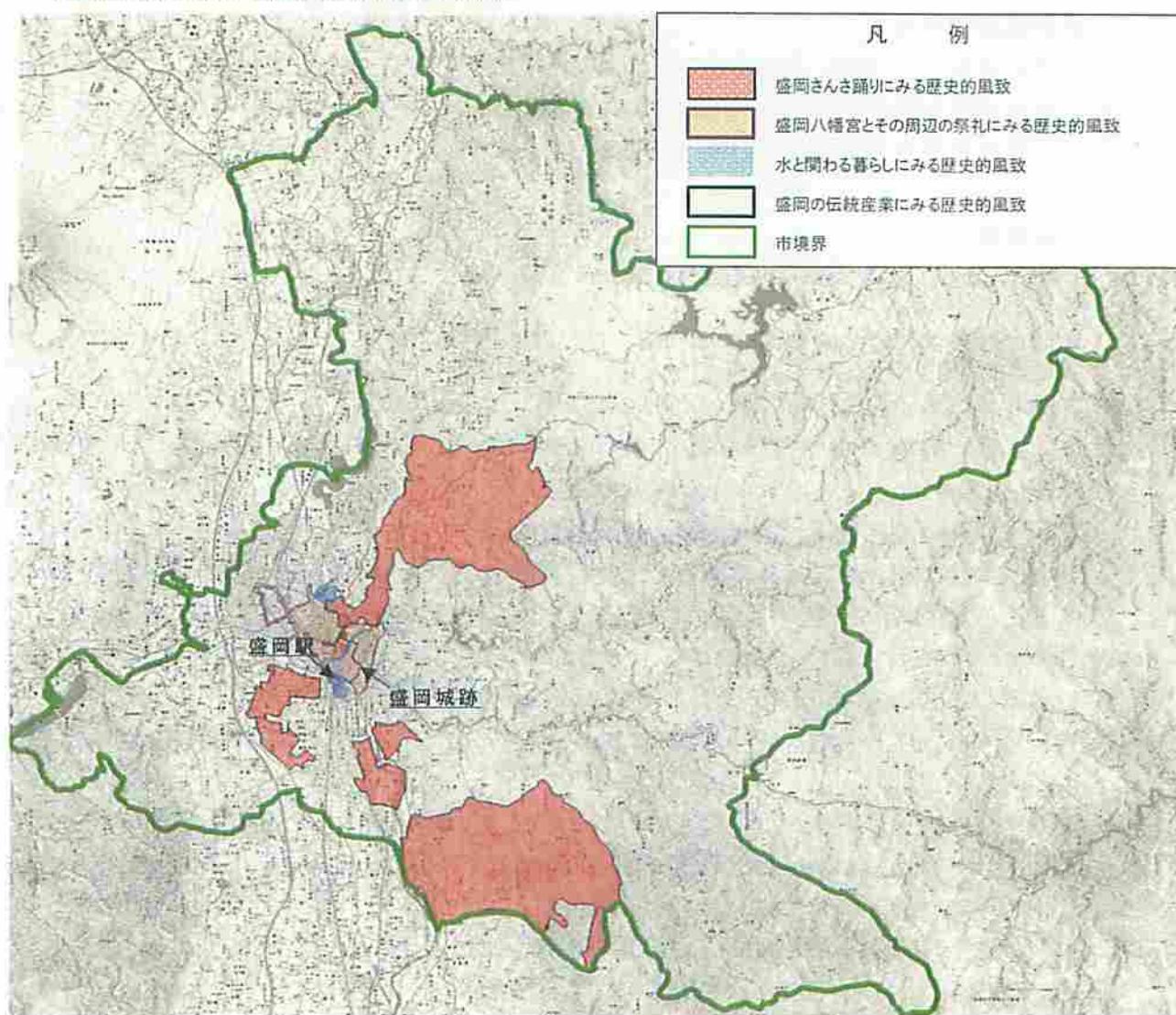
盛岡市は、慶長2年（1597）に始まる盛岡城築城を契機にまちづくりが進められ、現在も、所々に城下町の面影が残り、歴史的な建造物とともに、人々により伝統的な行事や産業が継承されてきた。また、山里には豊かな自然とともに、馬産や金山等の産業、山岳信仰を背景とした伝統的な活動が営まれてきた。

特に、中心市街地には、史跡盛岡城跡や岩手銀行旧本店本館、旧第九十銀行本店本館など多くの歴史的建造物が残されているほか、さんさ踊りや盛岡八幡宮とその周辺の寺院で行われる四季折々の祭礼行事に加え、南部鉄器に代表される伝統産業等が伝承され、市街地の環境と人々の活動が一体となって盛岡市固有の歴史的風致を形成している。

【盛岡市の維持向上すべき歴史的風致】

- 1 盛岡さんさ踊りにみる歴史的風致
- 2 盛岡八幡宮とその周辺の祭礼にみる歴史的風致
- 3 水と関わる暮らしにみる歴史的風致
- 4 盛岡の伝統産業にみる歴史的風致

【盛岡市における歴史的風致と範囲】



1 盛岡さんさ踊りにみる歴史的風致

(1) 地域に伝わるさんさ踊り

城下町の周辺では、「さんさ踊り」が地域の寺社を舞台に継承されており、地域住民の手で継承活動が続けられている。

(2) 市民参加によるさんさ踊り

地域の人々により継承されてきた「さんさ踊り」は、踊りの発祥地とされる三ツ石神社や史跡盛岡城跡、岩手県公会堂などの歴史的建造物のあるまちなみを舞台に開催されている。

2 盛岡八幡宮とその周辺の祭礼にみる歴史的風致

(1) 盛岡八幡宮の例大祭

盛岡の総鎮守社である盛岡八幡宮では、毎年9月に江戸時代から続く山車行事や流鏑馬神事が行われ、秋の風物詩となっている。

(2) チャグチャグ馬コ

馬産地岩手を象徴する「チャグチャグ馬コ」は、駒形神社（滝沢市）から盛岡八幡宮を目指し、岩手銀行旧本店本館をはじめとする歴史的建造物のあるまちなみを舞台に運行されている。

(3) 裸参り

小正月の行事として幕末から続いている「裸参り」は、盛岡八幡宮や敷浄寺、櫻山神社などの歴史的建造物のあるまちなみを舞台に、消防団の団体祈願や地域行事として現在に引き継がれている。

3 水と関わる暮らしにみる歴史的風致

(1) 水と関わるまちづくり

水害を防ぐために造られた高松の池や中津川の護岸では、市民により環境保全の取組が行われているほか、治水を願って建立された川留稻荷神社では、毎年7月に例大祭が行われている。

(2) 水と関わる営み

北上川を舞台に、送り盆の行事として安永8年（1779）から続く「舟っこ流し」や、共同井戸（鉈屋町）の維持管理が、地域住民の手により継承されている。

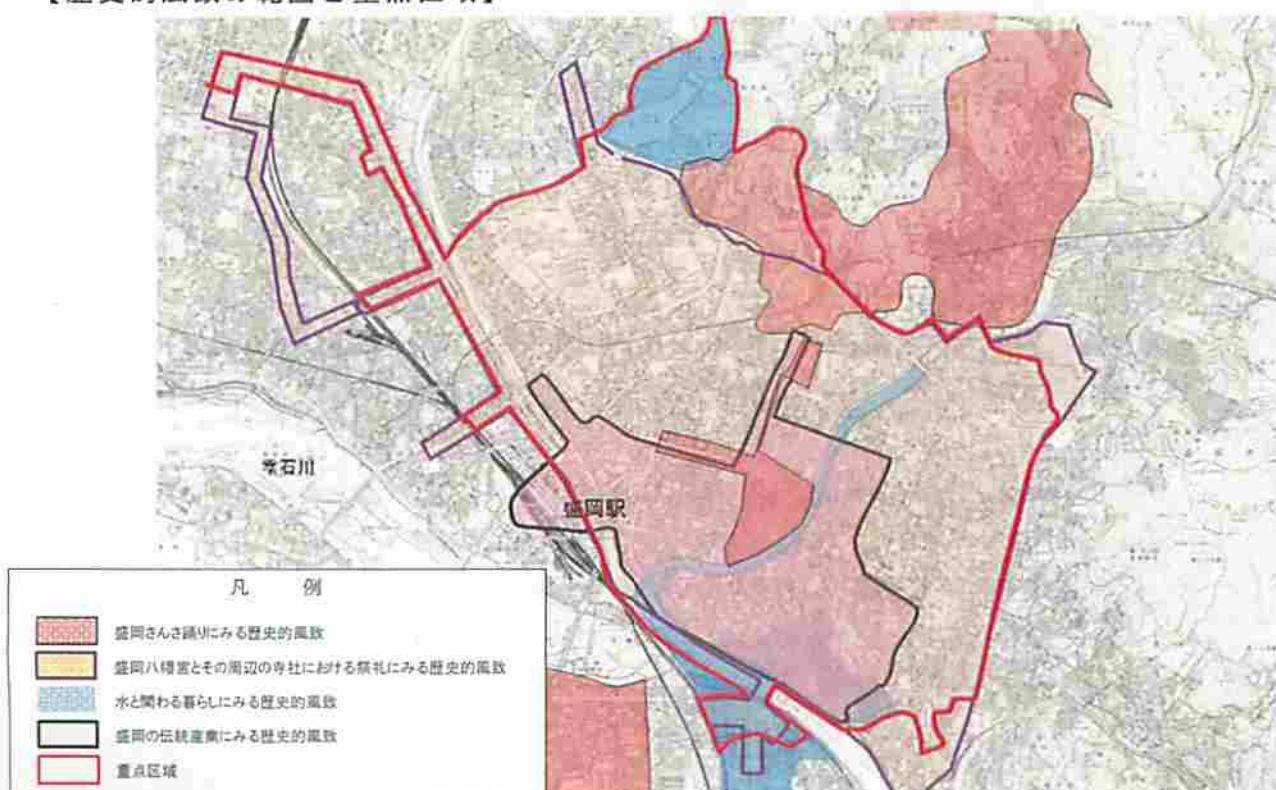
4 盛岡の伝統産業にみる歴史的風致

江戸時代から続く盛岡の名産品「南部鉄器」や、良質な地下水を活用した「清酒」、身近な食材を楽しく食べられるように発案された「わんこそば」などが、市民の手により継承されている。

5 重点区域における施策と事業

4つの歴史的風致が重なり合い、歴史まちづくりを積極的に推進する範囲を「重点区域」とし、盛岡市固有の歴史的風致を守り育て、次世代への継承に資する事業を推進する。

【歴史的風致の範囲と重点区域】



6 歴史的風致の維持及び向上に関する課題及び方針

(1) 歴史的建造物の保存・活用

ア 課題

- (ア) 老朽化等に伴い、維持することが困難となっている歴史的建造物の保存を図る必要がある。
- (イ) 歴史的建造物の価値を判断するための調査・研究が不十分である。
- (ウ) 史跡盛岡城跡（盛岡城跡公園）について、城郭としての歴史性を高める必要がある。

イ 方針

- (ア) 所有者等に対し、適切な維持管理、保存・活用が図られるよう協議を行うとともに、市は、助言又は支援を行う。
- (イ) 対象物件の調査等を実施し、必要に応じて保存・活用に向けた取組を推進する。
- (ウ) 盛岡城跡の本来の価値と魅力を発信するため、歴史的建造物の復元をはじめとした主要遺構の整備を推進するものとする。

(2) 市民の歴史文化への理解と地域固有の歴史文化

ア 課題

- (ア) 伝統産業に従事する若手職人に対し、高い技術と経験に基づいた技を継承する必要がある。
- (イ) 過疎化や高齢化等により、伝統的な行事や民俗芸能の継承が困難となっている地域や団体への支援が必要となっている。
- (ウ) 歴史的建造物や伝統産業に関する情報発信や多言語化の対応が不十分である。

イ 方針

- (ア) 伝統産業の継承を図るため、官民協働による後継者育成に必要な支援措置を行うとともに、助言を継続的に行うものとする。
- (イ) 伝統的な行事や民俗芸能の保存が図られるよう、活動記録等の実態調査を推進するとともに、活動の継承を推進するための支援を行う。
- (ウ) 市民協働による案内・説明サインの整備や、パンフレットの作成・配布、ボランティアガイドによる活動等に対し支援を行うほか、ホームページ等による歴史的建造物やまちなみの情報提供などに取組み、より広く普及・啓発を図るものとする。

(3) まちなみと景観形成

ア 課題

- (ア) 史跡盛岡城跡（盛岡城跡公園）とその周辺の歴史的・文化的景観を向上させる必要がある。
- (イ) 歴史的建造物やまちなみが残る地区において、歴史的景観を向上させる必要がある。

イ 方針

- (ア) 盛岡城跡（盛岡城跡公園）周辺の景観を損ねる要素については、改善や除却を図るとともに、環境整備を行う場合は、史跡との調和が図られるよう計画する。
- (イ) 盛岡市景観条例、盛岡市自然環境及び歴史環境保全条例等の関係法令と連動し、所有者や地域住民との合意形成と、市民意識の啓発を図りながら、歴史的建造物とその周辺の景観を保全する。

7 支援制度の概要 (○：既存の支援制度、●：計画認定による対象拡大)

(1) 国土交通省・社会资本整備総合交付金

支援制度の名称	内 容	補助（交付）率
街なみ環境整備事業	○公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好なまちなみの維持・再生 ●歴史的風致形成建造物の取得、移設、修理、復元	地方公共団体（直接）補助1/2、民間事業者（間接）補助1/2又は1/3、用地取得1/3
都市公園等事業	○地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存活用に資する都市公園の整備 ●古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史的価値の高いものの整備	施設整備：1/2 用地取得：1/3
都市再生整備計画事業	●歴史的まちなみや建造物等が所在する地区における案内板設置、電柱電線類移設、歩道の高質化等 ●地域の核となる歴史資源や文化財（城・天守）及びその周辺環境（土塁・堀跡）の整備	45% ※計画の認定により、交付率が40%から45%に拡大

(2) 文化庁補助金

支援制度の名称	内 容	補助（交付）率
国宝重要文化財建造物保存修理事業	○国指定重要文化財（旧第九十銀行本店本館）の保存修理	1/2
歴史活き活き！史跡等整備総合活用事業	○国指定史跡（盛岡城跡）の保存整備、活用	1/2
文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	○地域の文化遺産に関する情報発信、人材育成、普及啓発、継承、記録作成、地域の歴史・文化遺産の活用	1/1

8 重点区域における施策と事業（新規支援制度の活用・財源等の拡充等）

(1) 歴史的建造物の維持保全に関連する事業

事業名	国の支援制度（想定）	事業内容	所管課等
重要文化財旧第九十銀行本店本館保存修理事業	・街なみ環境整備事業 ・国宝重要文化財建造物保存修理事業	旧第九十銀行本店本館の保存修理、修景整備	観光交流課
歴史的風致形成建造物保存整備事業	・街なみ環境整備事業	紺屋町番屋、石川啄木新婚の家の保存修理	観光交流課 景観政策課
歴史的風致形成建造物維持管理等事業	・街なみ環境整備事業 ・都市再生整備計画事業	市所有の歴史的建造物（旧一ノ倉邸、御蔵、旧覆馬場練兵場、旧宣教師館など）の保存整備、活用	環境企画課 景観政策課 歴史文化課
歴史的風致形成建造物修理・修景事業	・街なみ環境整備事業 ・都市再生整備計画事業	民間所有の歴史的建造物の保存修理	個人・法人

(2) 市民の歴史文化への理解と地域固有の歴史文化の活用に関する事業

事業名	国の支援制度（想定）	事業内容	所管課等
市内民俗芸能・祭礼継承支援事業	・都市再生整備計画事業	さんさ踊り、チャグチャグ馬コ等の継承支援	観光交流課
歴史的建造物調査事業	・街なみ環境整備事業 ・都市再生整備計画事業	未指定・未登録の歴史的建造物を調査	景観政策課 歴史文化課
歴史文化資源情報発信事業	・街なみ環境整備事業 ・都市再生整備計画事業	歴史文化資産の説明板・案内板、パンフレットの整備	環境企画課 観光交流課 歴史文化課
地場・伝統産業振興事業	・都市再生整備計画事業	南部鉄器職人の育成支援等	ものづくり推進課
盛岡小さな博物館事業	・都市再生整備計画事業	伝統的產品の展示・解説・公開への支援	ものづくり推進課

(3) まちなみと良好な景観形成に関する事業

事業名	国の支援制度（想定）	事業内容	所管課等
無電柱化事業	・街なみ環境整備事業 ・都市再生整備計画事業	大慈寺地区の電線共同溝整備等	道路建設課
大慈寺地区街なみ環境整備事業	・街なみ環境整備事業 ・都市再生整備計画事業	大慈寺地区の盛岡町家修景整備、活用事業	観光交流課 景観政策課
盛岡城跡保存整備事業	・都市公園等事業 ・都市再生整備計画事業 ・歴史活き活き！史跡等整備総合活用事業	史跡盛岡城跡の保存整備及び公園施設整備	公園みどり課 歴史文化課
高松公園整備事業	・都市公園等事業 ・都市再生整備計画事業	公園施設等整備	公園みどり課

9 今後のスケジュール

- 7月 パブリックコメント
- 9月 国への認定申請
- 12月 計画の認定